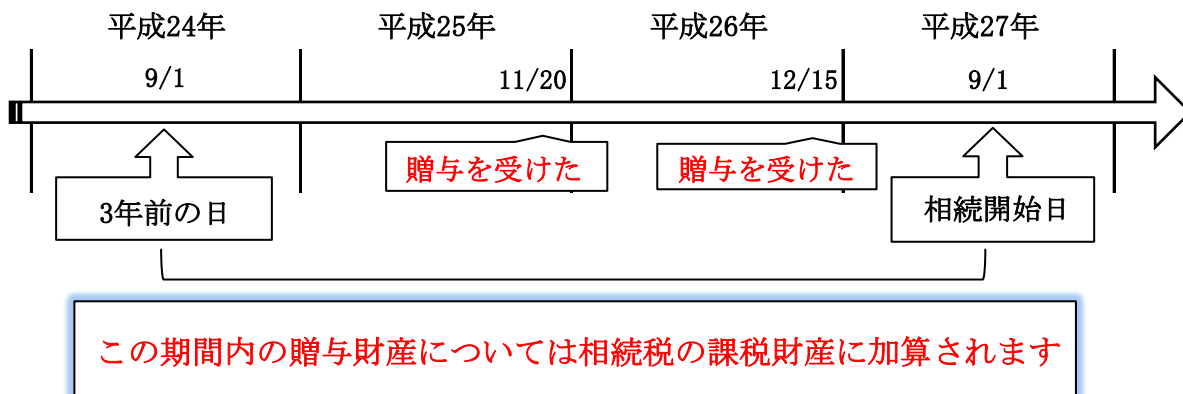


相続開始前3年以内の贈与財産の加算

1. 制度の概要

相続または遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前3年以内に被相続人（亡くなった人）から贈与を受けた財産があるときは、その贈与財産も被相続人の相続税の課税財産に加算されます。しかし、被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた者（相続時精算課税制度により贈与を受けていた者を除きます）であっても、その者が相続または遺贈により財産を取得しなければ、その贈与財産が相続税の課税財産に加算されることはありません。なお、贈与を受けた財産について課された贈与税額は、その者の相続税額から差し引かれます。

2. 贈与財産の加算の期間



3. 加算される贈与財産の範囲

- ・相続または遺贈により財産を取得した者が対象になります。
- ・被相続人から生前に贈与された財産のうち相続開始前3年以内に贈与されたものです。3年以内であれば贈与税がかかっていたかどうかに関係なく相続税の課税財産に加算されます。
- ※暦年贈与の基礎控除110万円以下の贈与財産や、死亡した年に贈与されている財産の価額も相続税の課税財産に加算されることになります。
- ・贈与財産を相続税の課税財産に加算する場合には、相続開始日における価額ではなく贈与時の価額を加算します。

4. 加算しない贈与財産の範囲

- ①相続または遺贈により財産を取得していない者が受けた贈与財産
- ②贈与税の配偶者控除の特例を受けてる又は受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額
- ③直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- ④直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額

(担当：伊藤 正美)